

江戸川区職員措置請求監査結果

「江戸川13号緑地整備工事（江戸川区上篠崎一丁目）」に要した費用の弁償を求める件

平成24年9月

江戸川区監査委員



江戸川区監査委員告示第 2 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく「江戸川 13 号緑地整備工事（江戸川区上篠崎一丁目）に要した費用の弁償を求める件」に対する住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 24 年 9 月 26 日

江戸川区監査委員	小久保 晴 行
同	北 川 浩
同	早 川 和 江
同	鵜 沢 悦 子

江戸川区監査委員 小久保 晴 行
同 北 川 浩
同 早 川 和 江
同 鵜 沢 悦 子

本件請求については、平成 24 年 9 月 24 日に監査委員 4 名の合議により、以下のとおり決定した。

第 1 請求の概要と受理

1 請求人

江戸川区上篠崎 氏名 A ほか 58 人

2 請求書の提出

平成 24 年 7 月 31 日

3 措置請求の内容

(1) 請求の主たる内容

江戸川区は、江戸川区長多田正見に対し、不必要かつ不適切な公金の支出に当たる本件「13号緑地整備工事」に要した費用、当該工事契約変更相当額も含めた金額一金15,094,800円の弁償を求めること。

以上、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙のとおり事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。【原文のまま】

(2) 請求の要旨

第1 江戸川区は、2011年12月26日「江戸川13号緑地整備工事」を一金12,390,000円にて、株式会社（甲）との間に工事契約を結びその工事（「13号緑地整備工事」という）を発注した。この「13号緑地整備工事」は、2012年3月16日付けの株式会社（甲）から提出された「完了届」により完了した。

「13号緑地整備工事」の起工依頼書によれば、起工の理由として、「篠崎公園地区においては、東京都市計画緑地事業第13号江戸川緑地の事業認可（2008年8月6日）に伴う事業認可地区内の買収及び権利者による除却が2011年10月に全て完了した。本事業地については、高規格堤防工事が着工されるまでの間、現地盤高で暫定的に緑地広場として解放するため本緑地整備工事を起工する。」としている。

しかし、この起工理由書に記されている「高規格堤防工事が着工されるまでの間」については、『高規格堤防工事』の着工の見通しは明らかでない状況の中で、その期間に限って「暫定的に『緑地広場』」を造成するための支出一金12,390,000円は、不要な支出と考えられる。

第2 2008年7月3日付の「『東京都市計画緑地事業第13号江戸川緑地』事業認可申請書」の申請の理由において、『本事業は、本地区に隣接した篠崎公園や浅間神社特別緑地保全地区とともに、公共の緑と民間の緑を繋げて水と緑のネットワークの形成を図り、広大な河川空間、河川敷やグラウンド等の多様な資源を活かした緑と川風の拠点の形成を図っていく。また、本地区とその周辺には江戸川河川の高規格堤防の整備、土地区画整理事業や、幹線道路補助線街路第288号線の整備が予定されており、これらの事業と一体に整備することにより、防災の拠点として、浸水被害にも対応した防災機能の向上をはかっていく。』と記されているが、この江戸川区内の江戸川沿川の『高規格堤防』計画については、2011年、2012年度とも国の予算は計上されていない。また、国土交通省においても、『13号江戸川緑地』を含む地域について高規格堤防事業着手も見通せない状況の中で、暫定的に『緑地広場』を造成する支出は、必要のない不当な公金支出と認められる。

第3 「13号江戸川緑地」における『緑地広場』の造成にあたっては、「高規格堤防」を前提とした『緑地広場』の考えを中止して本格的な区民・都民のための『緑地公園』こそ求めるべきと考える。

第4 従って、江戸川区の監査委員は江戸川区長多田正見に対し次頁のとおり勧告することを求める。

記

江戸川区は、江戸川区長多田正見に対し、不必要かつ不適切な公金の支出に当たる本件「13号緑地整備工事」に要した費用、当該工事契約変更相当額も含めた金額一金15,094,800円の弁償を求めること。

以上、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙のとおり事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

2012年7月31日

監査請求人は、本目録記載のとおり。 代表者 氏名 A 印

【原文のまま。目録の写しは、13頁から15頁に掲載】

(3) 事実証明書

ア 起工兼契約締結依頼書 (2葉)

イ 入札結果兼契約締結決定通知書

ウ 工事請負契約書 (件名：江戸川13号緑地整備工事)

- エ 契約変更依頼書
- オ 工事契約変更協議書
- カ 工事契約変更承諾書
- キ 契約変更決定通知書
- ク 完了届
- ケ 工事工程表

【上記事実証明書に、監査にかかわりのない事業者名などの記載があることから、写しは掲載しないこととする。】

4 請求の要件審査及び受理

平成24年8月6日の監査委員協議会において、本件請求の要件審査を行った。

要件審査の結果、請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備していると認め、平成24年7月31日付で受理した。

なお、請求書に一部誤記などがあったことから、請求書の補正を行った。

第2 監査の実施

1 請求人及び江戸川区長への実施通知

(1) 陳述実施通知

請求人に対し、平成24年8月6日付で法第242条第6項の規定に基づき、平成24年8月21日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設ける旨の実施通知を送付した。

(2) 監査実施通知

江戸川区長に対し、平成24年8月9日付で法第242条の規定に基づく監査の実施と平成24年8月21日に監査対象課の説明聴取を行う旨の実施通知及び住民監査請求書と事実証明書の写しを添付し送付した。

2 監査対象課と関係書類の提出

(1) 監査対象課

土木部沿川まちづくり課（以下「沿川まちづくり課」という。）

(2) 関係書類の提出

ア 監査対象課に対し、平成24年8月9日付で江戸川区監査事務運営要領第20条に基づき関係書類の提出を求めた。

イ 平成 24 年 8 月 16 日に、監査対象課から答弁書及び江戸川 13 号緑地整備工事（以下「緑地整備工事」という。）に関する資料などが提出されたため、同日付で一式書類を受理した。

3 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

ア 陳述は、平成 24 年 8 月 21 日午前 9 時 30 分から開始した。

イ 請求人のうちから 2 人と請求人の代理人 1 人が、本件請求の要旨を補足する陳述を行い、また、新たな証拠書類の提出があったため、同日付で新たな証拠書類を受理した。

(2) 監査対象課の説明聴取

ア 説明聴取は、平成 24 年 8 月 21 日午前 10 時 25 分から開始した。

イ 沿川まちづくり課長に対し、説明聴取を行った。

4 監査の対象事項

本件監査にあたっては、請求人が「高規格堤防工事の着工の見通しは明らかでない状況の中で、その期間に限って暫定的に『緑地広場』を造成するための支出は、不当な公金支出であるから公金支出の弁償を求める。」と主張する事項について、違法又は不当の有無及び適否を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

第 3 請求人の陳述要旨、監査対象課の説明要旨

1 請求人の陳述要旨

(1) 氏名 B 陳述要旨

ア 緑地整備工事 15,094,800 円は高規格堤防工事着手が見通せない状況のなかでの公金支出で不要である。

イ 本年 6 月の区議会の建設委員会資料では、篠崎公園地区の本事業用地の盛土は平成 32 年度とある。従来の考え方では平成 26 年度であるので 6 年間の違いがあり、戸惑いがある。

ウ 着工時期が明らかになっていない高規格堤防工事は、国土交通省予算に平成 23 年度・平成 24 年度とも予算計上されていない。

エ 住民の意向に沿っていない江戸川区は、はじめから計画ありきで公共事業を着手する資格がない。

オ 高規格堤防工事着手がないのだから、「緑地広場」暫定整備は不要である。

① 高規格堤防を中止して、むしろ「恒久的広場」にすることが必要ではな

いのか。

② 恒久的な公園緑地として造成することを、地域の住民と相談し協働して進めることではないか。

カ 妙勝寺・浅間幼稚園・浅間神社地区は、特別緑地保全地区に指定されている。700年の歴史のある妙勝寺等の都市計画決定を取消して各々を現在地に存続するよう願うものである。そしてみどり豊かな地区としてこの地を残していただきたい。

(2) 氏名 A 陳述要旨

ア A地区13号緑地は「花畑」とは言え、花が目立たないから観賞する人がいない。

イ 我々のたくさんの竹馬の友や先輩がこの地区に住んでいた。彼らは、スーパー堤防建設には反対していた。

ウ そのうちの一人は、平成20年8月に住宅ローンを抱えていたが、「俺は出て行くよ」と鹿骨地区に引越した。

エ 国の事業見直しでのスーパー堤防建設中止のニュースを聞いて、篠崎地区まちづくり事務所へ行って、「俺たちは、土地買収で騙された」と怒った。

オ 親友N氏は、「反対の署名をつくるから一緒に活動してくれないか」と話していた。ここが事業認可されると、「もう出て行くよ。買収されたら戻れないから」とも話していた。

カ 区職員が土地を売ってほしいと訪ねて来た。サンドイッチ製造販売業をしていたが仕方がなく土地を売り、店舗を移転することになった。近隣の方から残念がられた。

キ 以上話した人は、快く、土地売却の判子を押し土地を売ったものではない。

ク 妙勝寺の住職の話（平成21年8月の建設委員会とこれ以外の時）では、妙勝寺は700年の歴史を持つお寺で、昔は河川敷にあったが大正時代、現在地に移ってきた。篠崎公園を造成する際に墓地を移設せざるを得なくなり、約1,000基の墓地を移すため檀家の方一人ひとりから委任状を取ったり大変だった。石屋10人がかりで1年間かかった。「今後、同じことを再度やれというのか」とのことである。

ケ 区内最古の浅間神社や篠崎公園がある区内では有数の良好な土地が、一律的な新興住宅地になることを住民は望んでいない。

コ 昭和38年から40年にはこの地区は土地改良がなされている。このままでは、人間がちりぢりバラバラになり不誠実である。私どもとしては、素晴らしい町を今後もずっと残してしていきたいと思う。

(3) 氏名 BH (代理人) 陳述要旨

ア 江戸川区の土木工事費は、区議会だよりによると平成 20 年度から 5 年間の平均値 210 億円。これに対し 230 億円が投資的経費である。その占める割合は 110%にもなり、土木費全体を 1 割も上回っている。

イ スーパー堤防がスタートする直前、1980 年代頃の日本は、国際的な財政収支は大幅な黒字で、日本は外国から「日本バッシング」を受けてきた。

① 黒字減らし対策の一環として、そのときスーパー堤防対策をやった。しかし、国の長期計画・予算計画にも、そのことには触れていなかった。計画上に裏打ちされていないことは、非常に特異なものであった。

② 実際にスーパー堤防がスタートしたのは、1986 年である。

ウ 平成 25 年度国の予算要求については、本年 8 月 17 日付の予算の概算要求基準（閣議決定）では、「事業廃止」となったものは予算要求できない。「廃止類似事業」も予算要求できないとある。つまり、スーパー堤防建設事業は平成 24 年度と同様に平成 25 年度も予算が認められないことになる。

エ A 地区の 13 号地の盛土整備は平成 32 年で、8 年後である。何故こんなに早く、土地買収したのか。他地区においても行われた。昼夜を問わない売却への働きかけは、土地買収に反対、同意しない人々への心理的に大きな影響を及ぼした。買収した家屋の取り壊し、騒音や工事の埃がまい、退去せざるを得なくなり、江戸川区の狙いどおりになった。

オ 江戸川区は 23 区でも若い人が多い区だが、この地区に住む人々の平均年齢は高いので、戻って来れないのではないかと不安を持つ人が多い。

カ 自分たちの税金で、自分たちを苦しめる「上篠崎花の広場」の造成費や維持管理費に妥当性や必然性を見出すのは困難である。

キ スーパー堤防建設を推進する考え方もあり、様々な価値感がある中で、まったりごと（地方政治行政）としては、社会的弱者に重きを置いていくのがあたりまえで、区ではそのことを重くみるのが大切であると思う。

2 監査対象課の説明要旨

(1) 本件工事の実施、公金の支出、金額の支払い、工事の締結の内容について

ア 監査請求書に記載されている工事の実施などについては、概ね間違いはない。ただし、工事に関する完了は、工事請負業者が 3 月 16 日付で提出した「完了届」ではなく、完了検査の合格決定をもって工事の完了としている。

イ 平成 24 年 3 月 23 日に完了検査を行い、3 月 29 日に工事の合格が決定。これをもって、会計室の審査を経て 4 月 18 日に支払いを行った。

(2) 契約金額変更の経過について

平成 23 年 12 月 26 日に、本区と事業者の間で本件緑地整備工事契約を契

約金額 12,390,000 円で締結した。

花畑を管理しやすくするため、事業者と協議のうえ土壌改良材を支給材から購入材（樹皮たい肥）に変更することとし、平成 24 年 3 月 1 日に、契約金額を 15,094,800 円に変更した。

(3) 本件工事の実施に当たってのいきさつについて

ア 地域住民には、平成 16・17 年頃からスーパー堤防と一体のまちづくりと
いうことで説明を始めた。

イ 緑地は、平成 20 年 8 月に事業認可を取得した。緑地は収用事業であり、
都市計画緑地整備として土地買収を開始した。

ウ 平成 23 年秋頃には、大半の土地買収ができたので、本格的整備までは地
域の方々に開放・利用してもらうため工事を起案した。

(4) 高規格堤防の整備、土地区画整理事業、幹線道路補助線第 288 号の整備と一
体に整備することで、防災機能の向上を図ることについて

認可申請の内容に、相違はない。

(5) 国の予算計上がないことについて

現時点までの状況において、相違はない。

(6) 江戸川沿川における「高規格堤防整備」の現状と今後の見通しについて

ア スーパー堤防事業は、国の直轄事業であり、行政刷新会議を受けて事業見
直しの検討が行われた。

イ 区は、スーパー堤防事業を廃止するとの通知は一切受けたことはなく、事
業は継続していると認識している。

ウ 整備区間は 120 km に縮小されたが、江戸川沿川の江戸川区内の部分は全て
対象となっている。

エ 国の基本方針は、沿川のまちづくりと一体と進めることとしており、都市
計画事業の事業化などの準備を進めていくことが、一体整備への手順の一つ
と考えている。

(7) 暫定的な緑地整備は不適切な公金支出であるとの主張について

ア 高規格堤防工事事業は、継続されているとの見解であるが、篠崎地区にお
いて時間を要しているのは事実である。

イ まとまった空間を閉鎖して管理するよりも、いったん整備して開放する方
が地域のためになると考え工事を発注した。

ウ 緑地整備は一時的な整備であり、緑地としては最低限の程度にとどめてあ
る。地域住民の集いの場、緊急避難場所、安全な園路としての大きな効果も
あると考える。

エ 広場内の低木は、都からの無償の提供材であるほか、区内で不要となった
樹木を受け入れるなど、経費の削減も行っている。

- (8) 本格的な区民のための緑地整備こそ求めるべきとの主張について
- ア 高規格堤防事業が施行されれば、建物の基礎等は除却され、盛土造成後に緑地や道路が再整備されることになる。
 - イ 都市計画事業は、スーパー堤防事業と一体整備することが費用面や地域への影響の面でも効率的であることから、その時点で、本格的な区民のための緑地整備を行うことが良いと考えている。
- (9) 緑地整備に対する地域との連携や話し合いについて
- ア 緑地整備については、地域の方々と話し合いや相談を実施している。また、内容がまとまった段階で「まちづくりニュース」などで伝えている。
 - イ 地元町会には、季節の花が咲く場所として提案したうえで、維持管理などの連携等について話をしている。
 - ウ 平成24年7月には、近隣2つの幼稚園の園児にコスモスの種を蒔いてもらい、今後も、このような取組を行うことになっている。

【請求人及び代理人の陳述要旨並びに監査対象課の説明要旨は、監査結果を導くために必要と考えられる内容を掲載した。】

第4 事実関係の確認

監査の結果と判断を導き出すにあたり、請求人から提出された措置請求書、事実証明書及び監査対象課から提出された答弁書などをもとに確認した事実は、次のとおりである。

1 工事請負契約

(1) 件名

江戸川13号緑地整備工事

(2) 契約年月日、契約金額

ア 契約年月日：平成23年12月26日

イ 契約金額：12,390,000円

※平成24年3月1日付で、契約金額を15,094,800円に変更。

(3) 工期、工事場所

ア 工期：平成23年12月27日から平成24年3月16日までの54日間

イ 工事場所：江戸川区上篠崎一丁目

(4) 工事請負者

株式会社 (甲) 代表取締役 (略)

江戸川区 (略)

(5) 契約変更後の工事概要

ア 整備面積

6,228 m²

イ 敷地造成工

整地工：6,228 m²

ウ 広場整備工

園路舗装工：297 m²

エ 公園植栽工

①中木植栽工（キンモクセイ）：56本、②低木植栽工（オオムラサキツツジ）：600株、③中木移植工（ツバキ）：18本、④客土工Ⅰ－2：2,576 m²、⑤客土工Ⅱ－2：3,226 m²、⑥播種工Ⅰ：2,705 m²、⑦播種工Ⅱ：3,226 m²、⑧碎石舗装工：129 m²

※契約変更により土壌改良材を支給材から購入材に変更。

2 経過

- (1) 平成23年11月28日：起工兼契約締結依頼
- (2) 平成23年12月26日：工事請負契約締結
- (3) 平成23年12月27日：工事着手
- (4) 平成24年 3月 1日：契約変更決定
- (5) 平成24年 3月16日：工事完了
- (6) 平成24年 3月29日：工事完了検査
- (7) 平成24年 4月18日：工事代金支払

3 現地視察

監査委員4名は、平成24年8月20日に現地視察を実施した。

第5 監査の結果と判断

1 監査結果

請求人の主張に妥当性が認められないと判断したので、本件請求を棄却する。

2 判断

請求人は、措置請求書において4項目にわたる主張を記載している。

これらの事項について、事実関係の確認、請求人の陳述、監査対象課の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

- (1) 「高規格堤防工事」の着工の見通しが明らかでない状況の中で、その期間

に限って「暫定的に緑地広場」を造成するための支出は、不要な支出と考えられるか。

ア 江戸川区が実施した本件「緑地整備工事」をするための支出は、国が実施する「高規格堤防工事」の着工見通しが明らかであるか否かにかかわらず、不要な支出とはいえない。

イ 法第 149 条の規定においては、「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事項を担当する。」として、同条第 7 号で「公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。」とあり、本件「緑地整備工事」は、長の権限の有する範囲であると考えられる。

また、本件「緑地整備工事」に先駆け「東京都市計画緑地事業第 13 号江戸川緑地の事業認可(平成 20 年 8 月 6 日付)」(以下「都市計画緑地事業認可」という。)を経ていることから、実施手続上において問題があるとはいえない。

ウ 請求人及び代理人は、請求書並びに陳述において「着工見通しが明らかでない」ことを、公金の不要な支出の根拠と主張している。一方、江戸川区は、「高規格堤防事業を廃止するとの通知は一切受けたことはなく、事業は継続していると認識している。」と説明している。

なお、国は「高規格堤防工事」について「平成 24 年度 水管理・国土保全局関係予算決定概要 平成 23 年 12 月 国土交通省水管理・国土保全局作成」5 ページ 3. その他に「高規格堤防については、『人命を守る』ということ」を最重視し、そのために必要な区間として『人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間』とすることにした。」と記載している。

「高規格堤防工事」の着工見通しの判断、さらには着工見通しが明らかであるか否かにかかわらず、「高規格堤防工事」事業と一体で行う本件「緑地整備工事」を実施するか否かの判断などは、長の政策決定の権限の範囲に属する事項である。

本件「緑地整備工事」実施は、長の政策決定の権限の範囲を逸脱しているとは考えられないことから、請求人が主張する「不要な支出」であると断定することはできない。

(2) 江戸川沿川の「高規格堤防工事」については、平成 23 年度、平成 24 年度とも国の予算は計上されていない。また、「13 号江戸川緑地」を含む地域について「高規格堤防工事」事業着手も見通せない状況の中で、暫定的に「緑地広場」を造成する支出は、必要のない不当な公金支出と考えられるか。

ア 国が実施する「高規格堤防工事」において、平成 23 年度、平成 24 年度とも国において予算計上をしていないのは事実であるが、国の予算計上がない

ことを理由とする緑地整備は、必要のない不当な公金支出にあたるとはいえない。

イ 国の予算計上の有無は、本件「緑地整備工事」の実施にあたり考慮すべき事項ではあるが、法第 149 条の規定する「長の権限に属する事項」と直接かわりがあるとはいえず、長の裁量権の範囲内で判断するのが妥当であると考ええる。

よって、請求人が請求書において、国における予算計上がないことを根拠に、「事業着手の見通しが立たず必要のない不当な公金支出」であると主張するが、それを理由として、不当な公金支出の根拠とはならないと判断する。

(3) 「本格的な緑地公園」の整備が、区民・都民の求めるものとの主張に対し、「一時的な緑地広場」は必要のない「不当な公金支出」と考えられるか。

ア 「本格的な緑地公園」の整備を行うか否かは、都市計画緑地事業認可の範囲において、土地区画整理事業などを行う本区のまちづくりの進捗状況に応じて「長の執行権限の範囲内と考えるのが妥当」であり、「一時的な緑地広場」の整備は、必要のない「不当な公金支出」であると断定できない。

イ 土地区画整理事業などとの一体のまちづくりが完成するまでには、相当の時間を要することから、本件「緑地整備工事」のように、まとまった土地を閉鎖的に管理するよりも、地域住民に開放するため「一時的な緑地広場」として整備することはやむを得ないことである。

本件にかかわる篠崎公園地区のまちづくりにおいては、「高規格堤防工事」事業と一体で行うとの考えに基づき計画していることから、「本格的な緑地公園」の整備は、まちづくり完成時までには実施するのが妥当と考える。

ウ 江戸川沿川の治水事業は、区民の生命、安全・安心にかかわる最重要課題であることは、議論の余地がないところである。

本区においては、国が実施する治水事業の一つである「高規格堤防工事」と一体のまちづくりを行うとの基本方針により、本件緑地を含む篠崎公園地区のまちづくりを計画している。

土地区画整理事業や都市計画緑地事業などの実施は、長期にわたり区民生活に多大なる影響を与えることから、区は引続き関係住民に十分説明するとともに、区民全体にも事業の目的やビジョン、さらには期間・経費などを知ってもらうよう、周知するための努力をすることが大変重要であると考ええる。

(4) 江戸川区は、江戸川区長に対し、不必要かつ不適切な公金の支出に当たる本件「緑地整備工事」に要した費用の弁償を求めることの勧告を行う必要があるか。

ア 法第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。

本件の事例が、法の規定に照らし区長の判断に合理性がないと認められるか監査を行ったが、長の裁量権の逸脱にはあたらないと判断する。

よって、本件「緑地整備工事」に要した費用の弁償を求める勧告は行わないものとする。

以上

資料

請求人：「目録」の写し

番号	住 所	監査請求人氏名	押印
1	江戸川区上篠崎	A	印
2	江戸川区南篠崎町	B	印
3	江戸川区北篠崎	C	印
4	江戸川区上篠崎	D	印
5	江戸川区上篠崎	E	印
6	江戸川区上篠崎	F	印
7	江戸川区上篠崎	G	印
8	江戸川区上篠崎	H	印
9	江戸川区上篠崎	I	印
10	江戸川区上篠崎	J	印
11	江戸川区上篠崎	K	印
12	江戸川区上篠崎	L	印
13	江戸川区上篠崎	M	印
14	江戸川区上篠崎	N	印
15	江戸川区上篠崎	O	印
16	江戸川区上篠崎	P	印
17	江戸川区上篠崎	Q	印
18	江戸川区南小岩	R	印
19	江戸川区南小岩	S	印
20	江戸川区南小岩	T	印
21	江戸川区下篠崎町	U	印
22	江戸川区上篠崎	V	印
23	江戸川区上篠崎	W	印
24	江戸川区篠崎町	X	印
25	江戸川区篠崎町	Y	印
26	江戸川区上篠崎	Z	印

番号	住 所	監査請求人氏名	押印
27	江戸川区上篠崎	AA	印
28	江戸川区上篠崎	AB	印
29	江戸川区北篠崎	AC	印
30	江戸川区上篠崎	AD	印
31	江戸川区上篠崎	AE	印
32	江戸川区篠崎町	AF	印
33	江戸川区篠崎町	AG	印
34	江戸川区篠崎町	AH	印
35	江戸川区上篠崎	AI	印
36	江戸川区上篠崎	AJ	印
37	江戸川区篠崎町	AK	印
38	江戸川区篠崎町	AL	印
39	江戸川区上篠崎	AM	印
40	江戸川区上篠崎	AN	印
41	江戸川区上篠崎	AO	印
42	江戸川区中央	AP	印
43	江戸川区中央	AQ	印
44	江戸川区中央	AR	印
45	江戸川区中央	AS	印
46	江戸川区中央	AT	印
47	江戸川区中央	AU	印
48	江戸川区中央	AV	印
49	江戸川区中央	AW	印
50	江戸川区東葛西	AX	印
51	江戸川区東葛西	AY	印
52	江戸川区北篠崎	AZ	印
53	江戸川区東小岩	BA	印
54	江戸川区中葛西	BB	印

番号	住 所	監査請求人氏名	押印
55	江戸川区中葛西	BC	印
56	江戸川区南葛西	BD	印
57	江戸川区南葛西	BE	印
58	江戸川区上篠崎	BF	印
59	江戸川区上篠崎	BG	印

【住所は町名のみ、監査請求人氏名はアルファベットで表記し、職業欄は削除のうえ記載。なお、便宜上、番号欄を付した。】